

## 大津市スモン障害者採暖費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大津市内に居住する在宅のスモン障害者の日常生活の負担を軽減するため、採暖に必要な経費（以下「採暖費」という。）を支給することにより、スモン障害者の福祉向上を図ることを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 採暖費の支給対象者は、毎年9月1日現在において、市内に居住する在宅の者（引き続き1年以上県内に住所を有する者に限る。）で、次の各号のいずれかに該当し、年間を通じて採暖を必要とするものとする。

- (1) スモンにより身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を交付されている者
- (2) 滋賀県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和53年滋医第291号）に規定する患者のうち、スモンを疾患とする者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、医師の診断によりスモン患者と認められる者

2 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）及びこの要綱の規定に基づく採暖費の支給の手続は、前項の支給対象者又はその扶養義務者その他同居の親族が行う。

### (支給額及び支給方法)

第3条 採暖費の支給額は、1人につき年額35,000円とする。

### (交付申請書)

第4条 規則第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市スモン障害者採暖費支給申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、第2条第1項各号のいずれかに該当する旨を証する書類を添付しなければならない。

### (決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市スモン障害者採暖費支給決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市スモン障害者採暖費支給申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

### (支給請求書)

第6条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない支給請求書は、大津市スモン障害者採暖費支給請求書（様式第4号）とする。

### (取消通知書)

第7条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市スモン障害者採暖費支給決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

### (返還通知書)

第8条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市スモン障害者採暖費返還決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

### 附則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 スモン障害者採暖費支給要綱（昭和53年10月1日制定）は、廃止する。

### 附則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

大津市スモン障害者採暖費支給申請書

年 月 日

大津市長 様

申請者 住所 大津市 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市スモン障害者採暖費の支給について、次のとおり申請します。

障 害 者	住所			
	氏名			生年月日  年 月 日
	障害の 状況及 び内容	手帳番号		障害名
		等級	級	
	交付年月日			
支給要件	1. スモン障害により、身体障害者手帳を交付されている。 2. スモン障害により、特定疾患治療研究事業の確定を受けている。 3. 医師の診断の結果スモン障害者と認められた。			
注	1. 支給要件の該当する番号を○でかこんでください。 2. 支給要件を明らかにする書類等を添付してください。			

※以前に上記書類を提出された場合は提出する必要はありません。